

京都市消防局訓令乙第10号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

別表第1防火帽の款しころの項中「ないし3条のオレンジ色」を「又は2条のオレンジ色」に、同表第16図4中「階級」を「区分」に、

「

指 揮 隊 長
副 指 揮 隊 長

「

を

本部指揮救助隊長
指 揮 隊 長
副本部指揮救助隊長
副 指 揮 隊 長

に改める。

」

」

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)